

漫画でわかる

2026年10月9日
第10回検討会
の内容を反映

2027年から変わる 有料老人ホーム経営

登録制・囲い込み対策・医療的ケアの受入体制づくり





森田 誠
施設長（52歳）

医療が必要な方を、うちで受け入れられるだろうか



高橋 美咲
看護主任（36歳）

夜のオンコール、正直もう限界です



佐々木 陽太
介護リーダー（29歳）

僕たちにもできることがあるなら、やりたいです



水野 彩
プレゼンス・メディカル
支援担当

決まったことと、まだのことを分けて整理しましょう



中村 由美
入居希望者の娘（55歳）

夜中に母に何かあったら…



中村 芳子
由美の母（82歳）
胃ろう・たんの吸引が必要

（入居先を探している）

舞台

住宅型有料老人ホーム「ひだまりの杜」（定員約50名）。医療的ケアが必要な方の入居相談を断ることが続き、看護師の採用もうまくいかない——そんなとき、制度改正の知らせが届きます。

この漫画の読み方：解説欄のマーク

確定	法律・告示・通知などで 決まっていること
予定	厚生労働省の資料で 日程や方針が示された予定 （政令などで正式に決まります）
検討中	検討会の案など、 まだ決まっていないこと （今後の政省令・解釈通知・都道府県の条例で変わる可能性があります）

この漫画は、**2026年10月18日時点**の公表資料をもとに作成しています。制度の詳細は今後変わる可能性があります。個別の判断にあたっては、最新の公表資料と所管の自治体にご確認ください。登場する人物・施設はすべて架空です。

出典はP16にまとめています。各コマの右下の小さな番号（例：P05-2）はコマ番号です。





数字で見る：看護師の採用は難しい

看護師（全国平均）

2.38倍

全職業の平均

1.20倍

看護師の求人倍率は、全職業平均の約2倍。

求人倍率＝求職者1人あたりの求人の数。出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」令和7年度平均（資料① P11）



これまでと、これから 確定

	これまで（届出制）	これから（登録制）
手続き	書類を出せば終わり	都道府県が基準を満たすか審査。満たさなければ登録されない
有効期間	なし	5年ごとに更新
根拠	社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後の老人福祉法	

資料① P4／資料② P2-3

ここは要注意 確定

対象に当てはまるのに登録せずに事業を行うと

**1年以下の拘禁刑
または
100万円以下の罰金**

（改正後の老人福祉法 第38条第2項）

登録の対象外のホームにも、都道府県への届出の義務があります。

資料① P5／資料② P9



登録の対象になるホーム（2026年10月9日 第10回検討会のまとめ）

① 中重度の要介護者 要介護3以上を想定 政令で決定	② 認知症の方 （要介護者で）認知症の日常生活自立度Ⅲ以上 検討中	③ 一定の医療ニーズのある方 （要介護者で）範囲は今後の解釈通知などで決定 検討中
---	--	--

これらの方を入居の対象とするホームが対象。資料② P3-4



まだ決まっていないこと 検討中

- 要介護3以上になるか（政令）
- 医療ニーズの範囲（解釈通知）
- 判定のしかた：受入方針か、入居者の割合か
- 介護付きホーム・サ高住も対象になり得る（手続きは簡素に）

資料② P4, P7, P11

スケジュール（2026年10月18日時点）



※人員（夜間体制など）・運営の新しい義務の猶予は別で、長さは未定 **検討中** 資料② P8-9／厚生労働省 第10回検討会 資料1





「囲い込み」とは

同じ法人などの介護サービスの利用を事実上強制し、必要以上のサービスで介護報酬を得ること。

入居者がサービスを選ぶ権利が損なわれ、介護保険の財政も圧迫します。

資料② P3

登録基準の案：してはいけないこと 検討中



併設・関連法人のサービス、医療機関、薬局などの利用を入居の条件にする



併設サービスを使うと家賃を割引くなどの優遇



入院や状態の変化を理由に、合意なく部屋替え・解約をする

あわせて、入居契約とケアマネの契約を分ける、ホームと介護の会計を分けることなども求められます。これらは登録の申請時に書面で確認されます。

※地方などで使える事業所が限られる場合は例外。資料② P6-7





2つの制度を混同しないで

	介護保険施設の 協力医療機関の義務化	有料老人ホームの 登録制
対象	特養・老健・介護医療院など	一定の入居者を受け入れる有料老人ホーム
時期	2027年4月1日から義務 確定	2027年12月施行予定 予定
内容	①いつでも相談 ②いつでも診療 ③入院の原則受入れ、を満たす協力医療機関を定める	登録基準の案に「協力医療機関を定める」 検討中
介護付きホーム	①②を満たす協力医療機関を定めるのは努力義務 確定	登録の対象（手続きは簡素に） 検討中

厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1452」（令和7年12月25日）／資料① P4／資料② P5, P7





ホワイトボード：うちの点検項目

- ☐ 入居者ごとの要介護度・認知症・医療ニーズ
- ☐ 契約書・重要事項説明書の条項
- ☐ 夜間の体制（職員配置か、オンコールか）
- ☐ 協力医療機関との連携
- ☐ 医療的ケアができる職員の人数

資料② P11 「今すぐ始める点検項目」より抜粋



認定特定行為業務従事者とは 確定

研修を修了し、都道府県の認定を受けた介護職員などは、医師の指示のもと、看護職員と連携して、たんの吸引や経管栄養を行います（2012年の法改正で創設）。

① 口腔内の たんの吸引	② 鼻腔内の たんの吸引	③ 気管カニューレ 内部のたんの吸引	④ 胃ろう・腸ろう による経管栄養	⑤ 経鼻 経管栄養
--------------------	--------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------

資料① P13, P19



職員が認定を受けるまで（第1号・第2号研修の場合）

STEP 1

基本研修

講義50時間

+各行為のシミュレーター演習

STEP 2

実地研修

現場で回数を重ねる

口腔内10回以上、

ほかの行為は各20回以上

STEP 3

都道府県に申請

「認定特定行為業務従事者

認定証」の交付

（数か月かかる自治体も）

資料① P19-20



研修の種類

第1号	5つの行為すべて
第2号	①口腔内・②鼻腔内のたんの吸引、④胃ろう・腸ろうの経管栄養
第3号	特定の方が対象

第1号・第2号は不特定多数の方が対象。介護福祉士は、登録証に行為が記載されることで実施できます。

資料① P19





実施できるようになるまでの4ステップ **確定**



施設が登録しないまま行くと、**30万円以下の罰金の対象**（社会福祉士及び介護福祉士法 附則第23条）。認定特定行為業務従事者が行う場合は「登録特定行為事業者」、介護福祉士が行う場合は「登録喀痰吸引等事業者」の登録が必要です。

資料① P20／東京都福祉局「喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録について」

事業者登録で整えるもの（例）

- 医師の文書による指示
- 計画書・報告書、記録の整備
- 医師・看護職員による定期的な状態確認
- 急変時の連絡体制
- 業務方法書・安全委員会
- 備品・衛生管理、感染症の予防
- 本人・家族への説明と同意

窓口・様式・手数料・審査期間は都道府県ごとに違います。

資料① P20



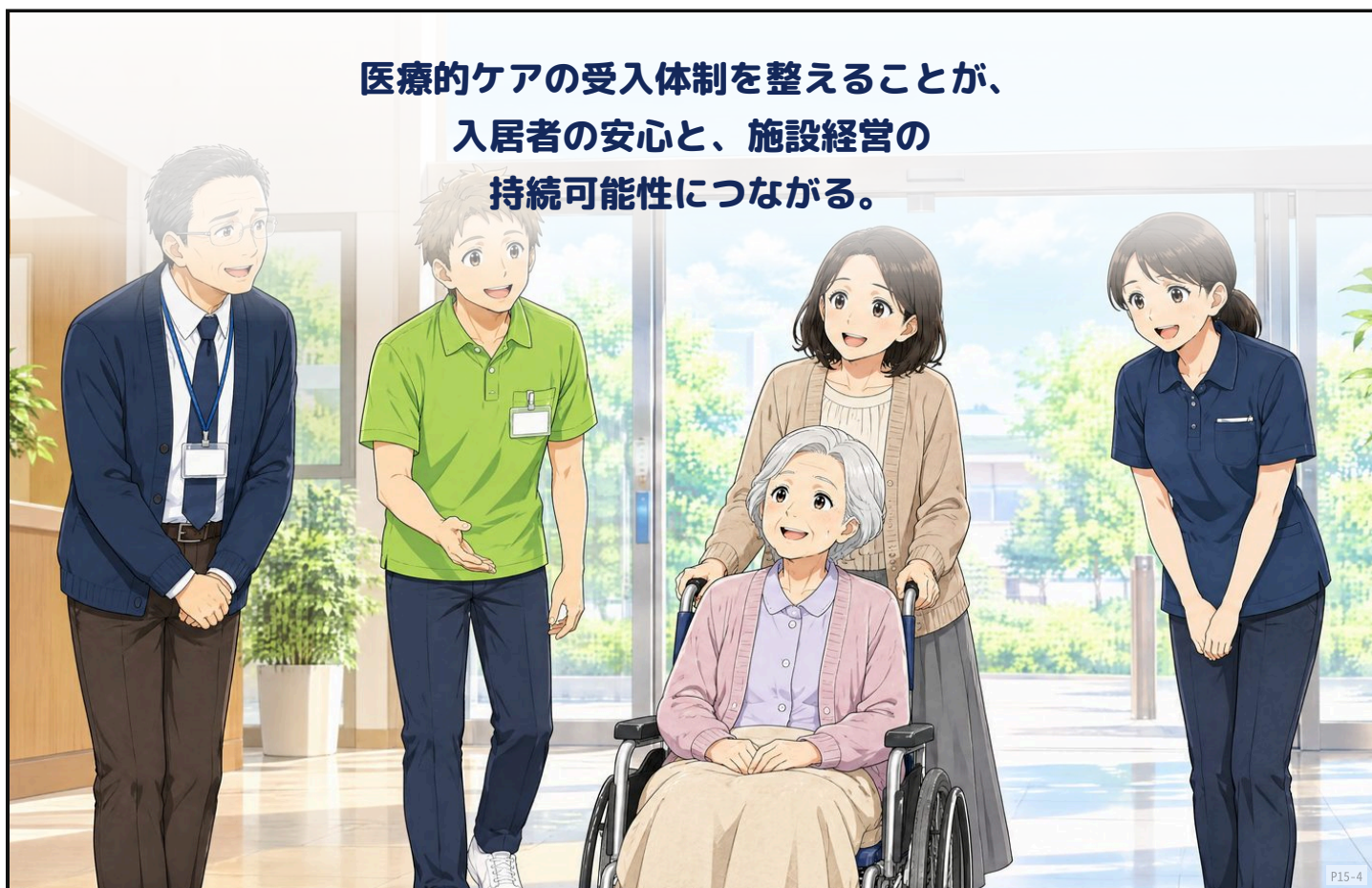


株式会社プレゼンス・メディカルのご支援

1 受入体制の現状診断	入居者像、夜間の体制、有資格者の人数、協力医療機関、契約書類などを伺い、2027年に向けて足りない要件を整理します。
2 喀痰吸引等研修	基本研修はオンライン（ZOOM）で全国から受講できます。毎週開催・年間48回、振替もできます。
3 実地研修先の紹介・調整	自施設での実地研修にも、近隣の医療療養型病院などのご紹介にも対応します（全国250病院〈施設を含む〉と提携）。
4 事業者登録の手続き支援	業務方法書・各種様式の整備から、都道府県への登録申請まで伴走します。
5 年間受講計画と費用の検討	人数・時期を見越した年間受講計画、内訳を示したお見積り、人材開発支援助成金の申請サポートを行います。

※助成金の活用には条件があります。※登録の審査結果を保証するものではありません。資料① P3, P18-24





出典・参照情報（2026年10月18日確認）

1. 厚生労働省「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」第10回（2026年10月9日）資料1「登録制の施行に向けた対応について（まとめ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76664.html（検討会ページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56898.html）…P6～P8
2. 小濱道博「有料老人ホーム登録制と報酬改定が迫る経営モデルの転換」WHITE PAPER（2026年10月 第10回検討会反映版）…P5～P10、P15
3. 株式会社プレゼンス・メディカル「有料老人ホーム様向け ご提案資料 2027年制度改正対応 Vol.2」（2026年9月版）…P4、P5、P9、P11～P14
4. 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）、同法による改正後の老人福祉法 第29条の18・第29条の19・第38条～第41条（上記2・3を経由）…P5、P8
5. 厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1452」（令和7年12月25日）協力医療機関に関する取扱い
<https://www.mhlw.go.jp/content/001622766.pdf>…P9
6. 東京都福祉局「喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録について」（2026年7月1日更新）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/tankyuin/jigyoshatouroku>…P13
7. 社会福祉士及び介護福祉士法 附則第20条・第23条、厚生労働省「喀痰吸引等研修 実施要綱」（上記3を経由）…P11～P13
8. 厚生労働省「一般職業紹介状況」令和7年度平均（上記3を経由）…P4

ご留意事項

- 2027年12月の登録制の施行、既存ホームの1年間の経過措置（2028年12月終了）は、第10回検討会で示された**予定**であり、政令で確定します。
- 「検討中」とした内容（対象範囲、登録基準、囲い込み対策のルールなど）は審議中の案であり、今後の政省令・告示・解釈通知および都道府県の条例により変わる可能性があります。
- 併設型サービスの報酬引下げなど、2027年度介護報酬改定に関する記述は**見通し**であり、確定した内容ではありません。
- 喀痰吸引等の事業者登録の窓口・様式・手数料・審査期間は都道府県により異なります。助成金の支給には要件があり、申請時点の最新の支給要領をご確認ください。
- 本書は制度の理解を助けるための資料であり、登録の可否や収益を保証するものではありません。登場する人物・施設・団体名（当社を除く）はすべて架空です。



医療的ケア受入体制 無料診断

約6～8分・相談も無料 | 株式会社プレゼンス・メディカル

<https://lab.presence-m.com/iryo-care-check/>**TEL 0120-698-789**